

別記様式第13号 議事録

令和6年3月18日公表

令和5年度 第2回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和6年2月5日（月） 中日本高速道路（株）8階会議室	
出席委員 (敬称略。委員について は、50音順。)	委員長：柴田 達男（前公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長） 委員： 小高 猛司（名城大学 教授） 中村 光（名古屋大学 教授） 中村 正典（弁護士） 森田 明美（弁護士） 横田 直和（関西大学 教授）	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日	
抽出案件	総件数 4件	（備考）
工事（一般競争入札）	1件	
工事 (指名型見積協議方式)	1件	
調査等 (公募型プロポーザル方 式)	1件	
契約変更に関する点検結 果の報告・審議	1件	
委員からの意見・質問、そ れに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	審議案件について、特に問題なし。コメントとして次の3点を示す。 ・設計施工一括方式の採用にあたっては、民間の技術力を活用するため、多くの事業者が入札に参加してくれるよう努めること。 ・技術者不足による入札不調を防止するために、監理技術者の配置など民間の状況を把握し、更に検討を進めること。 ・大幅な工期変更や契約金額の変更が見込まれる場合には、工期の変更に併せて契約金額の変更も行うこと。なお、次回以降の変更契約の審議では背景等も分かる資料の提出を求める。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）

意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果並びに契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告・審議（委員会規則第2条第3号）

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 設計と調査は不可分なものであると考えるが、設計のための調査に関する発注の仕方など、どのようなことに留意しているか。 低入札の件数が多いが、発注の仕方に関係しているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 全社的な取り組みとして、調査等の積算においては、国交省の積算基準を参考に作成された NEXC03 社共通の積算要領を使用しています。 本社としては、事務所に対して発注にあたっては条件明示をすること、積算要領に記載されていない内容については参考的な歩掛を特記仕様書等で提示するなど、規模感が伝わるような記載をするよう指導しています。 また、低入札に関して、その割合は横ばいであります。 但し、低入札が増加している工種もあるので積算要領の改訂は考慮していきたいが、未だ大きく取り入れる状況にはないと判断しており、引き続き適正な発注を行っていきたいと考えております。

3. 入札及び契約に係る談合等不正行為の疑義事案並びに手続の瑕疵等の疑義事案に関する調査結果の報告・審議（委員会規則第2条第4号）

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 入札不調が減少しているのは大変好ましいことだが、契約手続の管理瑕疵が残っているため、十分留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見について承知しました。

4. 抽出案件の審議

(1) 工事（一般競争入札・設計施工一括方式）

工事名：名神高速道路（特定更新等）河内橋他 1 橋床版取替工事

<p>① 当初に当該橋梁を建設した際も今回受注者が受注していたのか。</p> <p>② 設計と工事は分割して発注するのが通常だと理解していたが、当該発注方法は一般的なのか。</p> <p>③ 今回は 1 者のみが参加となっているが、その評価についてはどのように考えているのか。</p> <p>④ NEXCO から応募した 1 者に対して当該工事に参加するよう事前に打診をしたのか。</p> <p>⑤ 内容から NEXCO が具体的な新技術のアイデアを持っていた印象を受けたが、果たして本当に当該方式である必要があったのか。設計と工事に分割して発注できたのではないか。また、当該入札方式を採用したことで、WTO 協定額の上限に迫る契約金額となっているが、その扱いについてはどのように考えたのか。 最後に、当該入札方式を採用した効果は見られたのか。</p> <p>⑥ 過去に当該方式を採用して発注を行った実績はあるのか。</p>	<p>① 今回受注者は当初の橋梁建設の際は、受注しておりません。</p> <p>② 従前は設計と工事を分割するのが基本的な考え方であったが、現在の流れとして工事の責任分担を明確にすべきだという考えがあり、当該入札方式が制定されました。 今回の案件については、設計の知見が無く、新しい工法を採用するなど、標準的な対応をすることが難しいため、当該発注方式を採用しております。</p> <p>③ 複数の者が参加することを期待して当該発注方式を採用したが、結果として 1 者のみの応札でした。</p> <p>④ 特定の者に事前に打診をすることはありません。結果として同者のみの応札でした。</p> <p>⑤ まず、当該案件の新技術についてはインターネットの HP や専門誌等を参考に内部で調査した結果、採用した方式になります。 21 日間で床版を取り替えるといった過去に例のない施工条件の制約もあり、技術的な難易度が高かったことから、当該方式を採用する必要があったと考えます。 当該発注にあたっては高速道路保有・債務返済機構との債務引受限度額を考慮のうえ、同様な工事における過去実績などから設計金額を算出しており、徒に契約金額が高くなるような設計を行ったわけではございません。なお、当該工事は現在詳細設計中であり、一括方式による効果があったか否かの検証は出来ていません。</p> <p>⑥ 過去 5 年間にはなりますが、4 件の実績がございます。</p>
--	---

(2) 工事（指名型見積協議方式）	
工事名：伊勢自動車道 鍋田高架橋伸縮装置改良工事（2022年度）	
① 受注者は当初一般競争入札にて公告した際には辞退しているが、当該入札方式に移行した際、指名先として含められているのはなぜか。	① 当初一般競争入札にて公告した際に、同社は他案件を並行して検討しており、施工体制の確立に懸念があったため入札辞退したヒアリングを通して確認しております。また、結果として1者のみの参加であったことからも当該案件については入札不調となる懸念があったこと、入札辞退から当該入札方式にて発注を行うまで概ね3か月程度経過していたこともあり、施工体制状況の変化に期待して指名先として選定しました。なお、仮に当初一般競争入札にて公告した際に同社から応札があり、開札し、不落札となった場合は、設計額の水準が推測されるため同社を指名先として選定することは公平性の観点から適切ではないと考えます。今回は不成立となっており実際に開札を行っていないため、当該入札方式にて同社を指名したことは公平性の観点で問題ないものと考えます。
② 昨今の業界の人手不足を考慮して、技術者に求める要件の緩和などを検討できなか。	② 当社の取組みとして、従前はしゅん功するまで技術者の施工実績として登録できないこととしていましたが、出来形部分検査において出来形認定される期間に配置されていた技術者については、技術者の施工実績として次工事に登録することができるような運用を定めており、業界の人手不足への対応を行っております。
(3) 調査等（公募型プロポーザル方式）	
調査名：紀勢自動車道 津管内アーチカルバート耐震補強詳細設計	
① 当該業務において対象となる3つのカルバートそれぞれで業務のレベルが異なるが、一般的なことなのか。あるいは、この業務の前に検討業務があつてのことなのか。	① アーチカルバートの耐震補強検討については、当社のグループ会社にて詳細設計を行っています。その結果を基に進入路などの施工計画検討が必要なもの、現地条件を踏まえ動的解析による確認を行うもの、既存の詳細設計結果の代替案の提案など、3つのカルバートについて、より良い提案を求めてプロポーザル方式を採用しました。

<p>② 事前に提出された参考見積と落札金額に齟齬があるように見受けられる。</p> <p>③ 技術審査結果の評価を見るとあまり点数がよくないが、業務の履行にあたっては問題ないと判断したのか。</p>	<p>② 参考見積は消費税込みで入札金額は消費税抜きによる記載の違いがあります。また参考見積は2月に提出されていますが、入札金額は4月の労務単価の見直しが反映された金額となっていました。</p> <p>③ 当該業務の配点については、ヒアリングを実施し、業務の遂行にあたって問題ないと認識しております。</p>
<p>(4) 契約変更に関する点検結果の報告・審議（委員会規則第2条5号）</p>	
<p>工事名：伊勢自動車道 名古屋支社管内下部工耐震補強工事（平成29年度）（その1）</p>	
<p>① 当該案件の点検結果が適正かどうか判断することが主旨であるか。 そうであれば、今回の資料では説明不足の部分があるのではないか。</p> <p>② なぜこのような事象が起こったのか、個人の判断か、組織的な判断か、その原因について充分に分析・検証されたい。</p> <p>③ もし今後当該案件の資料について改めて提出がされるのであれば、複数回に渡った変更契約が予見できたものか否か、検証して資料に反映されたい。</p> <p>④ 請負金額に変更があった際は、当初請負額の30%を超過するか否かに問わず、都度変更契約を行っているのか。</p> <p>⑤ その1工事で対象とされる橋梁をその2工事に移行するとされているが、全く対象の異なる橋梁の工事を変更契約でその2工事に追加するといった手続きは通常なのか。</p>	<p>① ご意見について承知しました。 今後、調査委員会の報告書の主旨を踏まえて、検討していくたいと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>② ご意見について承知しました。</p> <p>③ ご意見について承知しました。</p> <p>④ ご意見について承知しました。</p> <p>⑤ ご意見について承知しました。</p>